

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、利用者負担額を改正するもの。

2 改正内容

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用者負担額の無償化

- ・改正条文

第3条第1号

- ・概要

1号認定子ども（幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の子ども）及び2号認定子ども（保育所、認定こども園（保育所部分）の3～5歳児クラスの子どもの）の利用者負担の額を0円とするもの。

(2) 住民税非課税世帯の3号認定子どもに係る利用者負担額の無償化

- ・改正条文

第3条第2号及び別表第1

- ・概要

住民税非課税世帯の3号認定子ども（保育所、認定こども園（保育所部分）の0～2歳児クラスの子どもの）の利用者負担の額を0円とするもの。

(3) 規定及び文言の整理

第1条及び第4条

3 施行日

令和元年10月1日から施行する。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る<u>教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者</u>(以下「利用者」という。)が負担すべき費用(以下「利用者負担」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(利用者負担の額)</u></p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで<u>(法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))</u>に規定する<u>教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担の額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者</u> 0円</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る<u>支給認定保護者</u> _____ 又は扶養義務者(以下「利用者」という。)が負担すべき費用(以下「利用者負担」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(利用者負担の額)</u></p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで(法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して別表第1に定める額</u></p> <p>(2) <u>法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者か</u></p>

<p>ア <u>法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども</u></p>	<p><u>ら徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて別表第1に定める額</u></p>
<p>イ <u>法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。第2号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)</u></p>	
<p>(2) <u>法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条及び別表第1において「満3歳未満保育認定子ども」という。)</u>に係る教育・保育給付認定保護者 <u>別表第1に定める額</u></p>	
<p>(利用者負担の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市立保育所(富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第23号)別表に掲げる保育所をいう。以下同じ。)において<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対して保育の提供を行ったときは、利用者から<u>前条第2号</u>の額を徴収する。</p> <p>2 市長は、特定保育所において<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用</p>	<p>(利用者負担の徴収)</p> <p>第4条 市長は、市立保育所(富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第23号)別表に掲げる保育所をいう。以下同じ。)において<u>支給認定子ども</u>に対して保育の提供を行ったときは、利用者から<u>前条第1号</u>の額を徴収する。</p> <p>2 市長は、特定保育所において<u>支給認定こども</u>に対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用</p>

に係る保育の提供を行ったときは、利用者から前条第2号の額を徴収する。

に係る保育の提供を行ったときは、利用者から前条第2号の額を徴収する。

新

別表第1（第3条関係）

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	8,200円	8,000円
D1	A階層及びC	5,000円未満	9,300円
D2	階層を除き、	5,000円以上12,000円未満	10,100円
D3	当該年度分	12,000円以上30,000円未満	12,600円
D4	の市町村民	30,000円以上48,000円未満	14,000円
D5	税課税世帯	48,000円以上73,000円未満	16,400円
D6	であつて、そ	73,000円以上116,000円未満	20,600円

D7	の所得割の額が次の区分に該当するもの	116,000 円以上 152,000 円未満	27,200 円	26,700 円
D8		152,000 円以上 180,000 円未満	32,300 円	31,700 円
D9		180,000 円以上 209,000 円未満	38,000 円	37,300 円
D10		209,000 円以上 239,000 円未満	43,000 円	42,200 円
D11		239,000 円以上 259,000 円未満	46,000 円	45,200 円
D12		259,000 円以上 289,000 円未満	47,700 円	46,800 円
D13		289,000 円以上 309,000 円未満	49,400 円	48,500 円
D14		309,000 円以上 335,000 円未満	50,600 円	49,700 円
D15		335,000 円以上 360,000 円未満	51,700 円	50,800 円
D16		360,000 円以上 378,000 円未満	53,500 円	52,500 円
D17		378,000 円以上 430,000 円未満	53,900 円	52,900 円
D18		430,000 円以上	54,800 円	53,800 円

備考

- 1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。
- 2 「保育標準時間」とは富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）第4条に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」と

は同条に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。

- 3 子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、保育の提供を受ける満3歳未満保育認定子どもと生計を一にしている利用者（扶養義務者にあつては、家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 4 その他階層の認定、利用者負担の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。

旧

別表第1（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額(円)
A	生活保護世帯等	0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	3,000
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の77,100円以下	10,100
D	77,101円以上211,200円以下	20,500
E	211,201円以上	25,700

2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担の月額（各階層区分の上段が保育標準時間の場合、下段が保育短時間の場合の額）（円）		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 生活保護世帯等	0	0	0
	0	0	0
B A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000
	1,400	1,400	900

C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの		8,200	6,200	6,200
			8,000	6,000	6,000
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の	5,000円未満	9,300	9,300	7,200
			9,100	7,100	7,000
D2	市町村民税課税世帯であって、その所得	5,000円以上12,000円未満	10,100	8,100	8,100
			9,900	7,900	7,900
D3	割の額が次の区分に該当するもの	12,000円以上30,000円未満	12,600	10,500	10,400
			12,300	10,300	10,200
D4		30,000円以上48,000円未満	14,000	11,800	11,700
			13,700	11,500	11,500
D5		48,000円以上73,000円未満	16,400	14,100	14,000
			16,100	13,800	13,700
D6		73,000円以上116,000円未満	20,600	18,100	17,700
			20,200	17,700	17,300
D7		116,000円以上152,000円未満	27,200	23,200	20,800
			26,700	22,800	20,400
D8		152,000円以上180,000円未満	32,300	24,400	21,400
			31,700	23,900	21,000
D9		180,000円以上209,000円未満	38,000	24,900	21,800

		37,300	24,400	21,400
D10	209,000 円以上 239,000 円未満	43,000	25,600	22,100
		42,200	25,100	21,700
D11	239,000 円以上 259,000 円未満	46,000	26,000	22,400
		45,200	25,500	22,000
D12	259,000 円以上 289,000 円未満	47,700	26,200	22,600
		46,800	25,700	22,200
D13	289,000 円以上 309,000 円未満	49,400	26,400	22,800
		48,500	25,900	22,400
D14	309,000 円以上 335,000 円未満	50,600	26,600	22,900
		49,700	26,100	22,500
D15	335,000 円以上 360,000 円未満	51,700	27,900	23,100
		50,800	27,400	22,700
D16	360,000 円以上 378,000 円未満	53,500	28,000	23,200
		52,500	27,500	22,800
D17	378,000 円以上 430,000 円未満	53,900	28,100	23,200
		52,900	27,600	22,800
D18	430,000 円以上	54,800	28,400	23,400
		53,800	27,900	23,000

備考

- 1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 「保育標準時間」とは富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）第4条に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは同条に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- 3 「3歳未満児」とは年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳未満である保育の提供を受ける子どもをいい、「3歳児」とは基準日において3歳である保育の提供を受ける子どもをいい、「4歳以上児」とは基準日において4歳以上である保育の提供を受ける子どもをいう。
- 4 子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、教育又は保育の提供を受ける支給認定子どもと生計を一にしている利用者（扶養義務者にあつては、家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 5 その他階層の認定、利用者負担の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。